

(仮称)座間市総合計画策定条例(案)の骨子に関する意見公募(パブリックコメント)実施結果

募集期間:令和2年10月13日(火)~11月12日(木)

提出者:1人

意見総数:1件

No	意見要旨	市の考え方
1	<p>条例の骨子を拝見いたしました。1趣旨、2定義、3総合計画の策定等、4議会の議決となっておりますが、この骨子の中に総合計画審議会を明確に定めた方がよろしいのではないのでしょうか。既に、市長の附属機関として総合計画審議会が定められていますが、総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政を経営していくための指針を示すもの、となっております。この重要な施策内容を審議する総合計画審議会をこの総合計画策定条例の中にはっきり位置付けることにより座間市の将来都市像と目指すまちの姿がより分かりやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>本市では座間市附属機関の設置に関する条例第2条の規定により、総合計画審議会を設置し、同条例第3条の委任規定で座間市総合計画審議会規則を定めているため、現在の条例・規則を活かした上で、座間市総合計画策定条例を設置したいと考えています。</p>